

苦情解決の仕組みのお知らせ

2017年7月1日

社会福祉法人緑野会では、下記の通り「苦情解決の仕組み」を作り、運用しております。この度、第三者委員の変更がありましたのでお知らせいたします。

ただ、これはあくまでも、日常的な話し合いでは解決できないようなケースのための機構で、平素の問題は、保護者の皆様と担任や園長との話し合いを深めることで解決していきたいと考えています。

<みどりの保育園の苦情解決の仕組み>

1. 園には苦情解決責任者と苦情受け付け担当者を置き、それぞれ園長と主任保育士が担当します。

*苦情解決責任者(園長): 山口 明日子

*苦情受け付け担当者(主任): 池川 恵美子

2. 苦情解決に客観性を確保するため、第三者委員を置くことになっています。
下記の2人が緑野会の第三者委員です。

(1) 富澤紀恵子 住所 〒206-0021 多摩市連光寺 1-18-15

電話 042-374-5168

職業 元連光寺地区民生委員

(2) 赤沼 陽子 住所 〒183-0043 府中市東芝町 1-64 エフユニバース 311

電話 042-405-3548

職業 明星大学客員准教授・元武蔵野幼稚園園長

お子さんの処遇などについて、この仕組みを通して苦情を申し出たい保護者は、園に対して苦情を申し立てることが出来(苦情受け付け担当者あるいは第三者委員へ)、話し合いによる解決に努めます。希望すれば、話し合いに際して、第三者委員に立ち会ってもらえることが出来ます。又、苦情の申し出があった場合と苦情解決の結果は必ず第三者委員に報告し、個人情報に関するものを除いて事業報告書に記載し公表することになっています。

以上が概要ですが、これとは別に「多摩市オンブズマン制度」があり、お子さんの処遇などに関する苦情をそこに持ち込むことも可能です。

みどりの保育園